

港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金に係るQ&A

(平成31年4月1日作成)

NO	質問	回答
1 助成対象者について		
1-1	「区内に新たに店舗等を開設又は既存店舗等を改修するテナント事業者、物件所有者」とありますが、区外事業者も助成対象者となりますか。	区内に新たに店舗等を開設又は既存店舗等を改修する者であれば、区外事業者も助成対象者とします。 ただし、宗教活動及び政治活動を主な目的とする者、暴力団（港区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及び同条第3号に規定する暴力団関係者と関係がある者は助成対象者としません。
1-2	「改修」とはどの程度のことを言いますか。家具の入れ替えのみでも「改修」に該当しますか。	家具の入れ替えのみでも「改修」に該当します。
2 助成対象店舗について		
2-1	助成対象となる店舗等（助成対象店舗）とはどのようなものですか。	直接顧客と対面することにより商売を行っている小売業、飲食業等の施設とします。 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する許可を受け又は届出を行って営業する施設（バー、クラブ、麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター、性風俗店等）は助成対象としません。
2-2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する深夜酒類提供飲食店営業の届出が必要となる飲食店は助成対象となりますか。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する許可を受け又は届出を行って営業する施設は助成対象としません。
2-3	事務所用途は助成対象となりますか。	直接顧客と対面することにより商売を行っているとは言えないため、助成対象としません。
2-4	銀行、郵便局、不動産、保険等のサービス業において、直接顧客と対面して商売を行っている窓口機能と事務所機能を併設している店舗は助成対象となりますか。	直接顧客と対面することにより商売を行っているものであれば助成対象とします。ただし、利用者が出入りできない箇所は助成対象としません（項番2-9参照）。
2-5	ショールームは助成対象となりますか。	直接顧客と対面することにより商売を行っているのであれば助成対象とします。
2-6	建物の共用部を木質化する場合は助成対象となりますか。	木質化されたモデル店舗を創出するという制度趣旨から、共用部は助成対象としません。

港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金に係るQ&A

(平成31年4月1日作成)

NO	質問	回答
2-7	建物の外構部を木質化する場合は助成対象となりますか。	木質化されたモデル店舗を創出するという制度趣旨から、共用部は助成対象としません。ただし、テラス等の外構部を含めて1つの店舗として機能している場合は、外構部も助成対象とします。
2-8	助成対象店舗の要件に「利用者が原則として制限されていないこと」とありますが、具体的にはどのようなことですか。	特定の個人や法人のみの利用を想定した店舗等でないことをいいます。
2-9	助成対象店舗の要件に「店舗等利用者に対し、協定木材が目立つ形で使用されていること」とありますが、具体的にはどのようなことですか。	店舗等を利用する者が出入りできる区画において協定木材が使用されていること、店内の利用者が協定木材を大いに視認できる店舗デザインであること等をいいます。
2-10	助成対象店舗の要件に「立地、用途等から店舗等利用者以外の者へのPR性が期待できること」とありますが、具体的にはどのようなことですか。	路面店や商業施設等に入居している店舗等で店舗等の利用者以外へのPRも期待できること、店舗デザインや木材使用方法等の視点から話題性が期待できること、SNS等のソーシャルメディアによる情報拡散が期待できること等をいいます。
2-11	助成対象店舗の要件に「協定木材の総使用量が、床面積1m ² 当たり0.001m ³ 以上であること」とありますが、床面積とはどの部分を指しますか。	店舗等の専有面積を指します。助成金の申請時に、建物の登記事項証明書や賃貸借契約書の写し等で専有面積を確認します。
2-12	床面積が狭小な店舗等でも助成対象となりますか。	床面積の大きさによる制限は設けていないので、助成対象とします。
2-13	建物の1階と2階を借り上げた物販店舗で1階部分のみを木質化します。床面積1m ² 当たりの協定木材使用量を算出する場合、床面積とは木質化する1階部分のみでよいですか。	1階及び2階をあわせて1つの店舗として機能するのであれば、床面積は2階部分も含めた店舗全体の専有面積とします。
2-14	1階を物販店舗、2階～10階を会社の事務所として借上げており、1階の物販店舗のみを木質化します。床面積1m ² 当たりの協定木材使用量を算出する場合、床面積とは木質化する1階部分のみでよいですか。	物販店舗と会社事務所はそれぞれが別個に機能していることから、床面積は1階部分の店舗の専有面積とします。
2-15	2階以上の建物を所有しており、建物の1階部分の店舗のみを改装して木質化します。床面積1m ² 当たりの協定木材使用量を算出する場合、床面積とは木質化する1階部分のみでよいですか。	1階部分のみで1つの店舗として機能するならば、床面積は1階部分の店舗の専有面積とします。
3 助成対象経費について		
3-1	協定木材を下地材で使用した場合に係る工事費は助成対象経費となりますか。	竣工後に協定木材を視認できない箇所への木材使用に係る工事費は助成対象経費としません。

港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金に係るQ&A

(平成31年4月1日作成)

NO	質問	回答
3-2	複合フローリング（基材は協定木材、表面材はシート又は外材）の使用に係る工事費は助成対象経費となりますか。	竣工後に協定木材を視認できない箇所への木材使用に係る工事費は助成対象経費としません。
3-3	複合フローリング（基材は外材、表面材は協定木材）の使用に係る工事費は助成対象経費となりますか。	表面材に協定木材を使用しているならば、当該製品の使用に係る工事費は助成対象経費とします。
3-4	パーティクルボード、MDF、木毛セメント版、LVL等の使用に係る工事費は助成対象経費となりますか。	竣工後も視認できる箇所に協定木材を使用するのであれば、当該製品の使用に係る工事費は助成対象経費とします。
3-5	再生木材の使用に係る工事費は助成対象経費となりますか。	竣工後も視認できる箇所に協定木材を使用するのであれば、当該製品の使用に係る工事費は助成対象経費とします。
3-6	再生木材等の混合製品について、協定木材の含有率は関係ありますか。	協定木材を含んだ混合製品を竣工後も視認できる箇所に使用するのであれば、含有率に関わらず当該製品の使用に係る工事費は助成対象経費とします。ただし、当該製品の協定木材の含有率が、他の同種製品における木材の含有率と比較して極めて少ない場合は助成対象経費としません。
3-7	「協定木材の総使用量が、床面積1m ² 当たり0.001m ³ 以上であること」とありますが、混合製品の木材使用量についてはどのように積算するのですか。	混合製品における協定木材の使用量のみを積算します。協定木材以外の国産合法木材、建築廃材、外国産材、再利用材は木材使用量に積算しません。
3-8	工事費とは具体的に何を指しますか。	直接工事費（労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費）と運搬費とします。
3-9	協定木材の使用に係る工事とその他の木材の使用に係る工事をあわせて1つの工事費としている場合、全体を助成対象経費としてよいですか。	協定木材に係る工事費のみ助成対象経費とします。協定木材の使用に係る工事費が明示できない場合は助成対象経費としません。
3-10	天板は協定木材、脚はスチールのテーブルを導入します。その場合、製品の価格を助成対象経費としてよいですか。	製品の導入費用を助成対象経費とします。
4 手続きについて		
4-1	助成金の交付申請はいつすればよいですか。	必ず港区と事前協議を行った後に、工事着手前に申請してください。既に工事に着手している店舗等については申請できません。

港区テナント店舗等の木質化モデル創出事業助成金に係るQ&A

(平成31年4月1日作成)

NO	質問	回答
4-2	交付申請後、工事はいつから着手してよいですか。	助成金の交付決定を待たずに工事着手していただいても構いませんが、交付決定は、審査会での審査の後に決定します。交付決定に至らない又は条件付きでの交付決定となる場合もありますので、考慮のうえ、工事着手してください。
4-3	工事はいつまでに完了すればよいですか。	交付申請をした当該年度の2月末日までに完了報告書を提出してください。期日を過ぎた場合は助成金の交付決定を取り消す場合があります。
4-4	交付申請時に提出する見積書は、工事全体の見積書で構いませんか。	助成対象経費として申請する金額がわかる見積書を提出してください。当該金額が確認できない場合は助成対象経費としません。
4-5	複数者の見積書を提出する必要がありますか。	複数者から見積りを取っている場合は全ての見積書を提出してください。1者しか見積書がない場合は当該見積書のみ提出で構いません。
4-6	提出書類の「完成後の店舗イメージがわかるもの」とは具体的に何ですか。	店舗のパース図を想定しています。店舗内部の全景及び協定木材を使用した部分に関するパース図を提出してください。
4-7	申請時に添付する平面図等の縮尺サイズに指定はありますか。	原則、200分の1以上のサイズとします。
4-8	申請時から工事内容が変更となり、助成対象経費に変更が生じました。どのような手続きが必要ですか。	木材の使用方法や使用量、助成対象経費に変更が生じた場合は速やかに区に連絡してください。なお、助成対象経費の変更に伴い助成金額が交付決定額を上回った場合は、変更申請の手続きが必要です。変更申請の手続きを行わずに完了報告時にその事実が明らかになった場合、助成金額は交付決定額のとおりとし、追加交付はしません。
4-9	申請時から工事内容が変更となり、木材使用方法や使用量に変更が生じました。どのような手続きが必要ですか。	木材の使用方法や使用量、助成対象経費に変更が生じた場合は速やかに区に連絡してください。なお、木材使用方法や使用量に大幅な変更が生じた場合は変更申請の手続きが必要です。変更申請の手続きを行わずに完了報告時にその事実が明らかになった場合、助成金の交付決定を取り消す場合があります。
4-10	木材の調達から製品納入までに複数の事業者を介しているが、完了報告時に提出する出荷証明書又は納品書は全ての事業者について必要ですか。	出荷証明書又は納品書は直近の納入事業者からのもので構いません。ただし、「納入先（助成対象店舗名）」、「協定木材の樹種及び産地」が明記されている書類を提出してください。